

王滝村 UIJ ターン就業・創業移住支援金について

王滝村への移住支援のため、以下のとおり支援金を交付します。

交付を希望される方は申請書及び必要書類を企画・観光推進室企画係まで提出してください。

【制度の概要】

交付対象要件	交付額
<p>下記、(A)を満たし、さらに(B)または(C)の要件を満たしている方が対象となります。</p> <p>□ (A) 移住に関する要件</p> <p>(1) 王滝村へ住民票を移す直前10年のうち、通算5年以上、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府に住民票を有して在住し、かつ就労及び大学等への通学期間(就労+通学の合算期間)が5年以上であること。</p> <p>※移住直前の1年間は連続して、上記地域に住民票を有して在住かつ就労(通学は不可)している必要があります。</p> <p>(2) 当支援金の申請日から5年以上、王滝村に居住する意思を有すること。</p> <p>(3) 暴力団員ではないこと。</p> <p>(4) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格があること。</p> <p>□ (B) 就業に関する要件</p> <p>下記【就業要件】の通り</p> <p>□ (C) 創業に関する要件</p> <p>当支援金の申請直前の一年以内に長野県の「ソーシャル・ビジネス創業支援金」(↑)の交付決定を受けていること。</p>	<p>単身世帯 60万円</p> <p>2人以上世帯 100万円 + 18歳未満のお子さん と移住した場合 お子さん1人 につき 100万円 追加</p>



【就業要件】以下のコースのいずれかに該当する必要があります。

□ ①「一般」コース (マッチングサイト利用が必要となります。)

- (1) 長野県の「移住支援金対象求人サイト(マッチングサイト)」(→)に掲載されている企業(三親等以内の親族が代表等経営を担う職務を務めている企業は不可)に新規雇用として就業(週20時間以上の無期雇用契約)すること。
- (2) 当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。



□ ②「専門人材」コース

- (1) 内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して長野県内で新規雇用として就業(週20時間以上の無期雇用契約)すること。また、目的達成後の解散・離職を前提としたものでないこと。
- (2) 当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。

□ ③「テレワーカー」コース (転職の必要がありません)

- (1) 所属先企業の業務命令ではなく、自らの意思で王滝村に移住し、移住前の業務を引き続き行うこと。
- (2) 内閣府が実施する「地方創生テレワーク交付金」を活用した取組の中で、所属先企業から資金提供を受けていないこと。

□ ④「関係人口」コース (企業の選択肢が広がります)

- (1) 王滝村に「関係人口」として認められること。

○「関係人口」認定要件 (ア~カのいずれかに該当すればOK)

- ア. 王滝村に通学・通勤または居住をしたことがある。 イ. 王滝村にふるさと納税をしたことがある。
- ウ. 王滝村で2地域居住または週末暮らしをしたことがある。 エ. 王滝村で地域活動に参画したことがある。
- オ. 長野県または王滝村の移住施策に参画したことがある。
- カ. 村長が特に認めた場合。

※「関係人口」認定を受けるためには審査が必要となりますので、企画・観光推進室企画係までご相談ください。

(2) 次の「ア」、「イ」のいずれかに該当する企業に就業していること。

ア. 「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」(長野県の認証企業→)



イ. 以下のどれにも該当しない企業

- ・官公庁(ただし第3セクターで出資金10億円未満の法人と、地方公共団体から補助を受けている法人を除く)
- ・資本金が10億円以上の私企業(自治体の推薦により県が必要と認める法人を除く)
- ・みなし大企業
- ・本店、支店または事業所の所在地が長野県外にある法人
- ・本店所在地が東京圏のうち、条件不利地域(詳細はお問い合わせ下さい)以外の地域にある法人
- ・雇用保険の適用がない事業主
- ・風俗営業者
- ・暴力団と関係を有する法人
- ・長野県税に未納がある法人

(3) 以下の全てに該当する労働条件等で新たに就業していること。

ア. 勤務地が東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)以外に所在する。

イ. 企業(三親等以内の親族が代表者経営を担う職務を務めている企業は不可)に新規雇用として就業(週20時間以上の無期雇用契約)した。

ウ. 当該企業に5年以上勤務する意思を有する。

【申請手続き】

王滝村に転入した日から3ヶ月後から1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)」に下記の書類を添えて提出してください。

○「移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)」添付資料一覧

- ア. 「移住支援金に関する個人情報の取扱い(様式第1号の2)」
- イ. 「移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第1号の3)」
- ウ. A. **就業(要件①または②)の場合**: 「就業証明書(様式第2号の1)」※就業
B. **テレワーカー(要件③)の場合**: 「就業証明書(様式第2号の2)」
C. **関係人口(要件④)の場合**: 「要件証明書(様式第2号の3)」
D. **創業の場合**: 創業支援金交付決定通知書
- エ. 前住所地へ5年以上在住していたことを証明する書類(戸籍の附表の写し、住民票除票等)
※世帯の場合は前住所地において同一世帯であったことが確認可能である必要があります。
- オ. 移住前5年以上の就労を証明する書類
 - A. **雇用保険の被保険者として雇用されていた方**
→□退職証明書 □離職票等 ※通学期間を通算する場合は、□卒業証明書等も添付
 - B. **法人経営者または、個人事業主だった方**
→□開業届出済証明書 + 元事業所の所在地が確認できる書類
□個人事業等の納税証明書 + 元事業所の開設期間を確認できる書類

【支援金の返還】 補助金受給後、以下の要件に該当した場合は、全額または半額を返還しなければなりません。

※倒産等ややむを得ない場合、又は3ヶ月以内に上記の就業要件を満たす別の職に就いた場合は除きます。

○全額返還の要件

- ア. 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合
- イ. 支援金の申請日から3年に満たず、王滝村外に転出、あるいは要件を満たす職を辞した場合
- ウ. 創業支援金の交付決定を取り消された場合

○半額返還の要件

支援金の申請日から3年以上5年以内に、王滝村外に転出、あるいは要件を満たす職を辞した場合

申請に関するお問い合わせは、企画・観光推進室企画係(TEL:0264-48-2001)まで